

令和7年度佐賀県医療費等分析事業業務委託仕様書

1 委託業務名

令和7年度佐賀県医療費等分析事業業務

2 目的

本県の医療費は、平成20年度の2,788億円から令和4年度は3,561億円と14年間で773億円増加し、年齢調整後一人当たり医療費（医療費の地域差指数）については全国1位が続いています。また、県内20市町間でも医療費の地域差指数に差が生じている状況である。

この地域差の要因には、地域特有の医療提供体制や医療資源の利用状況が影響していることも考えられるが、その詳細については十分に把握できていない。医療費の地域差を把握し、効率的な医療提供体制や予防施策（保健事業等）を検討するためには、データに基づく客観的な分析結果が必要である。

そこで、本事業では、医療費等分析を通じて本県及び県内市町の医療費の現状、及び市町間格差の原因・課題を把握することを目的とする。

本事業は次年度以降も実施を予定しており、本年度の分析結果に基づき、国保データベース（以下、「KDB」）やレセプト・特定健診等データを活用した深層分析、医療費格差に関する相関等分析を実施する。さらに、本事業のデータ分析結果に基づく医療費の課題を解決するため、行政や保険者、医療関係団体がそれぞれ実施する効果的・効率的な施策の検討に資することを目的とする。

3 基本的な考え方

本業務を実施する際の基本的な考え方は以下のとおりとする。なお、受託者は国等が公開している資料等から積極的な情報収集に努めるとともに、積極的にデータ分析に活用すること。

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律、同法に基づく保健事業の実施等に関する指針等に沿った内容とすること。
- (2) 「保健事業の実施計画（データヘルス計画）策定の手引き」、厚生労働省等が実施する検討会資料、各種通知等最新の情報や数値の指標を反映させること。
- (3) 「佐賀県医療費適正化計画（第4期）」、及び当該計画と関連する以下に掲げる計画との整合性を図ること。
 - ・佐賀県健康プラン
 - ・佐賀県歯科保健計画
 - ・佐賀県循環器病対策推進計画
 - ・佐賀県感染症予防計画
 - ・佐賀県肝疾患対策推進計画
 - ・佐賀県保健医療計画
 - ・佐賀県国民健康保険運営方針
 - ・さがゴールドプラン21
 - ・佐賀県障害者プラン
- (4) 高齢者の健康・医療情報の動向や地域特性を把握し、分析及び課題の明確化を行うこと。

4 業務委託の内容

受託者は、2に掲げる目的を達成するため、次の(1)～(2)の業務を実施すること。

(1) データ分析

今年度は、医療費格差に関連する地域環境との相関分析・寄与度分析の基盤となるデータ及び相関分析の要件整理を行うため、以下のような分析を行う。

受託者は、データの特徴を踏まえ、最適な分析手法を提案し、分析を行うこと。提案する分析

手法については技術証明ができるものとし、本県に対して品質に関する明確な裏付けを具体的に説明すること。また、第三者の権利を侵害しない、また侵害する恐れのない方法によるものとする。

なお、必要に応じて県や保険者が自身でデータ抽出・分析を実施できるように、分析手法やデータ出典について明記すること。

① 医療費の現状、及び市町間格差の原因・課題を把握するための医療費・健診等データ分析の実施

県から提供する平成30年度～令和5年度の「医療費適正化計画に係るデータ（データセット）」（以下、「NDBデータブック」）、及び厚生労働省が公開しているNDBオープンデータを使用し、以下のような分析項目で全国と県、県内市町の市町村国保の現状、及び市町間格差の原因・課題の把握を行うこと。

- ・本県と全国平均の比較（診療種別）
- ・本県の保険種別の比較（市町村国保、国保組合、後期高齢、被用者保険、生活保護、その他）
- ・県内市町の市町村国保の医療費の比較

提供にあたって、厚生労働省通知（令和2年9月30日付）に基づく守秘義務契約を締結した上で提供する。データの受渡し方法等は協議の上、決定することとし、安全性が確保されNDBデータブックの活用にあたっては、別紙の留意事項を遵守すること。

② その他の分析

その他、本県の医療費水準の高さや県内市町間の医療費水準格差の分析にあたり有効と考えられる分析の手法があれば提示すること。

なお、NDB及びNDBオープンデータ以外で分析に必要なデータについては、仕様書等に対する質問書（様式第1号）を通じて予め県に問い合わせること。データによっては佐賀県国民健康保険団体連合会から取得することとなり、佐賀県国民健康保険団体連合会からデータを取得する際の費用は本提案の見積額に含む必要がある。

(2) 打合せ

① 定期打合せ

- ・分析計画を取りまとめ、契約後速やかに実施計画書を説明すること。
- ・最低月2回（WEBも可とするが現地での開催が望ましい）で進捗確認を実施し、課題を共有すること。
- ・ただし、打合せは短縮して効率的に実施できるよう協議内容資料を事前に共有する等、受託者で可能な限り内容を明確にするとともに、作業を円滑に進めるため議事録を作成し、県に提出すること。

② 分析結果の報告会

- ・委託契約開始後2か月～3か月後を目途に、当課に対して分析結果の中間報告を行うこと。
- ・分析結果がまとめ次第、当課に対して分析結果を報告すること。なお、分析結果についての質疑に対応し、可能な限りその結果も成果物に反映させること。

5 成果物

(1) 完了報告書

(2) 分析結果（PDF形式及びMicrosoft形式）

※分析結果については、各市町が課題を把握しやすいように図表やグラフ等で示すことも

に、県や市町が継続分析できるように、Microsoft形式のうちExcel形式は必ず提出すること。

6 予算額

8, 200, 000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

7 支払方法

完了払い

8 その他の留意事項

- ・契約時の本仕様書は、佐賀県と最優秀提案者との間で、実施内容の協議を行った上で定めるものとする。
- ・受託者は国や都道府県の類似した業務を受託し、統計学的に有意な結果を得られた実績を有するものとする。
- ・公衆衛生学、医学、薬学及び統計学に関する大学等有識者などを体制に含めること。
- ・契約締結後は速やかに、詳細な事業スケジュールや分析方法等について県及び受託者で打合せを実施し、決定する。また、公衆衛生学や統計学等の専門知識を有する大学等有識者の助言を得たものを県に提示し、双方の協議に基づき決定すること。
- ・本業務の遂行に際しては、受託業務の責任者を専任し、県との連絡調整を綿密に行うとともに事業の進捗を管理し、取組状況等、県の求めに応じて報告、協議の上、実施するものとする。
- ・本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、双方協議し定めることとする。